

緊急通報装置貸与契約書

伊勢崎市ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、貸与者 伊勢崎市 と被貸与者 との間に次の条項により貸与契約を締結する。

第1条 この契約に基づき貸与する緊急通報装置（以下「装置」という。）は無償とし、被貸与者の住居に設置するものとする。

第2条 被貸与者は、善良な管理者の注意義務をもって装置を維持管理するものとし、当該装置を譲渡、転貸及び担保に供する等目的外に使用してはならない。

第3条 被貸与者は、装置の全部又は一部を毀損し、又は滅失した場合には直ちに貸与者にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

第4条 被貸与者は、転居するときは、貸与者に届出をしなければならない。

第5条 装置の設置工事費及び保守に係る点検費用については貸与者の負担とし、装置を設置した電話機に係る通話料金については被貸与者の負担とする。

第6条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与者は契約を解除し、被貸与者は装置を返還しなければならない。

（1）実施要綱及びこの契約条項に違反したとき。

（2）被貸与者が装置を必要としなくなったとき。

第7条 この契約の期間は 年 月 日から 年 3月31日までとする。ただし、契約期間が終了する日までに貸与者又は被貸与者から何らかの意思表示がないときは、契約期間が更に1年間延長するものとし、その後もこの例による。

第8条 被貸与者は、緊急通報を発した場合に当該通報を受信した受託業者が被貸与者の住居に立ち入ることを認めるものとする。この場合において、被貸与者の住居に毀損等が生じても貸与者及び受託業者はその責めを負わない。

第9条 装置の使用中に起きた事故に関しては、貸与者はその責めを負わない。

この契約を証するため、本書2通を作成し、貸与者被貸与者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

貸与者 伊勢崎市今泉町二丁目410番地

伊勢崎市

伊勢崎市長



被貸与者 伊勢崎市